

「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」の概要と主な事業の実施状況

後期行動計画の概要

3つの理念

- 1 すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

5つの目標

- 1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- 2 仕事と家庭生活との両立の実現
- 3 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- 4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- 5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

5つの視点

- 1 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- 2 家庭を「一体的」に捉える視点
- 3 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- 4 利用者本位のサービスの視点
- 5 子供の立場からの視点

5つの目標ごとの主な事業の実施状況（平成24年度末現在）

※1 【 】内は、都における事業所管局（庁）及び事業実施主体

※2 ★は数値目標を設定している事業（目標については年度記載のないものは26年度目標）
□は「少子化打破」緊急対策事業

目標 1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり

子供を持つすべての家庭が地域で安心して子育てでき、子供達が健やかに育つための様々な仕組みを整備しています。前期計画では、子供家庭支援センターや子育てひろばの整備を進めてきましたが、後期計画では、子育て支援への対応力の向上を図ります。

また、小児・母子医療体制については、前期計画に引き続き、小児医療・周産期医療の取組を充実させるほか、後期計画では、こども救命センターの運用の開始や母体救命対応総合周産期母子医療センターの指定等の取組を実施しています。

子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

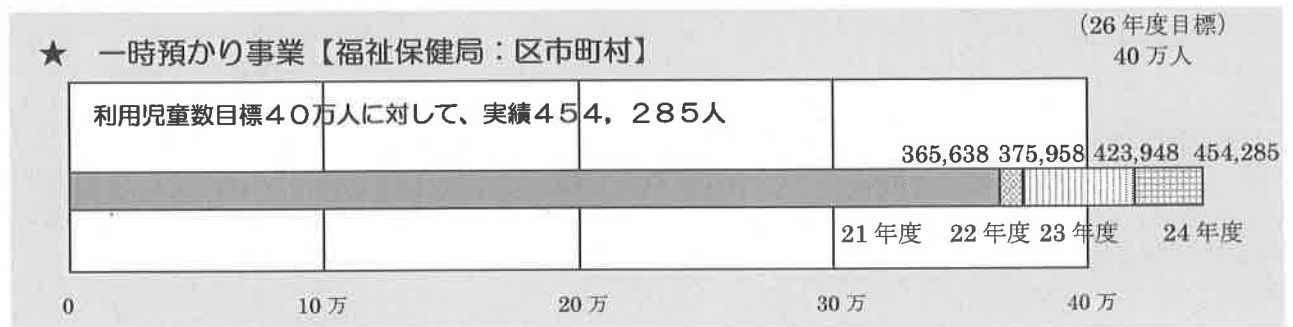
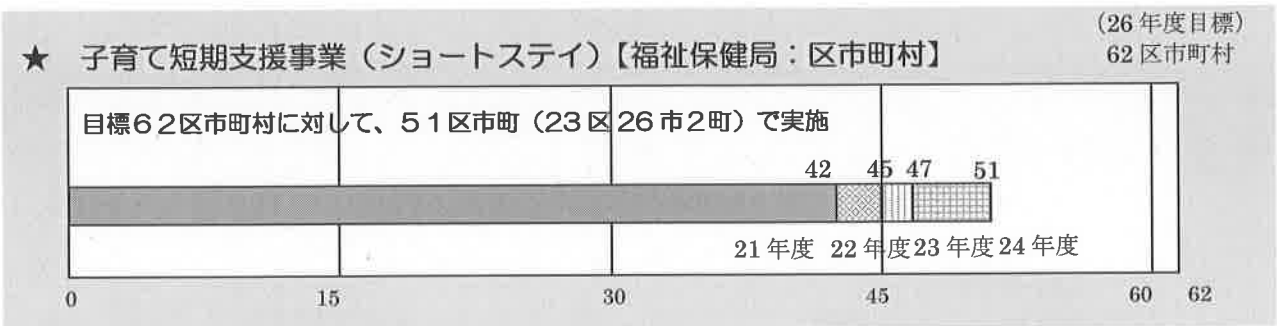
- 地域の相談・支援の拠点である従来型子供家庭支援センターを、虐待対策ワーカーの配置など児童虐待の予防・見守りの機能を加えた、先駆型子供家庭支援センターに積極的に移行しています。

24年度末現在、子供家庭支援センター事業は60区市町村で実施され、そのうち52区市町村において先駆型の事業展開がなされています。【福祉保健局】

- 地域で孤立しがちな、在宅で子育てをしている家庭を支援するため、身近な地域において子育て相談や子育てサークルの支援を行い、親子のつどいの場となる子育てひろばの設置を進めています。その数は、24年度末現在で798か所となりました。



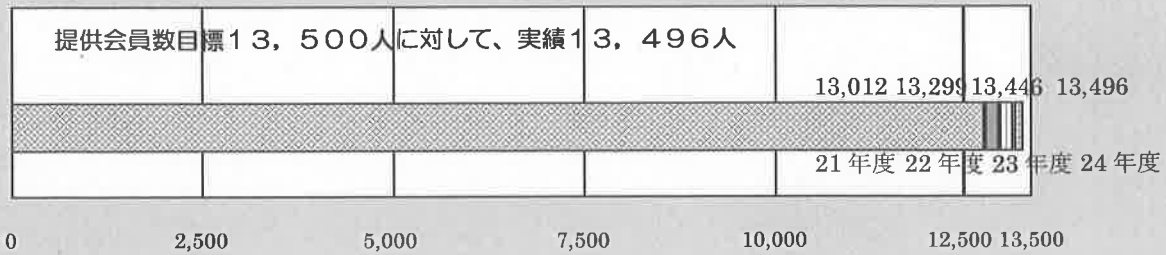
- すべての子育て家庭が必要に応じて利用できるショートステイ、一時預かり等のサービスの実施を進めています。



- さらに、仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業は、24年度末現在47区市町村で実施され、提供会員数は13,496人となっています。

★ ファミリー・サポート・センター事業【福祉保健局：区市町村】

(26年度目標)
13,500人



安心できる小児・母子医療体制の整備

- 小児救急医療体制については、子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する小児初期救急平日夜間診療事業に対して積極的な支援を行っています。併せて、二次救急医療について、小児科の休日・全夜間診療事業を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制の確保に努めています。

小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）【福祉保健局】

<初期救急>32区市（18区14市）

<二次救急>76床（50施設）

休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）【福祉保健局】

緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援

多数の患者が集中する小児二次救急医療機関に専任看護師を配置して本格実施

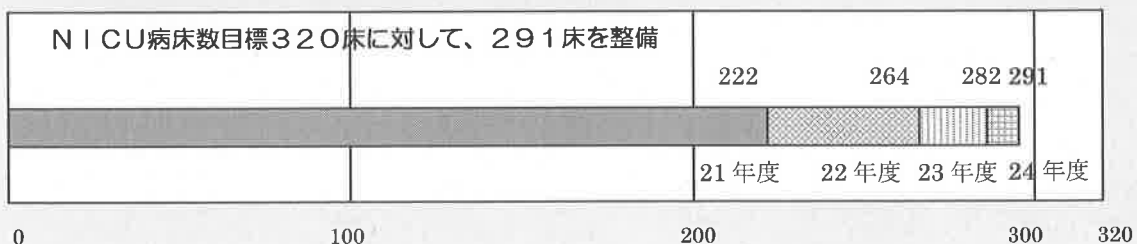
救急専門医等養成事業（小児）【福祉保健局】

小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成

- また、重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施するため、平成22年度にこども救命センター（都内4病院）を指定し、迅速かつ適切に救命処置を受けられる体制を確保しています。【福祉保健局】
- 母子医療体制については、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、NICU（新生児集中治療管理室）を増床しています。

★□ 周産期医療システムの整備【福祉保健局】

(26年度目標)
320床



- 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命措置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を4か所指定しています。【福祉保健局】

目標 2 仕事と家庭生活との両立の実現

働きながら子育てをしていくためには、雇用環境の整備と、都民ニーズに応じた保育サービスの充実が不可欠です。

後期計画では、ワークライフバランスの推進に向けた気運を醸成する事業等を実施しています。また、前期計画に引き続き保育サービスの拡充を図るとともに、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供を行っていきます。

家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

- 次世代育成に積極的に取り組む企業を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を都ホームページ等で広くPRしています。登録企業に対しては、両立支援アドバイザーによる助言・相談や、両立支援策の導入等に係る費用の助成を実施しました。登録企業数は、24年度末現在で累計3,300社を超えました。

東京次世代育成企業支援事業（登録制度）【産業労働局】

とうきょう次世代育成サポート企業 平成24年度末登録件数 3,325社
両立支援アドバイザー 2人配置

□ 中小企業両立支援推進助成金【産業労働局】

申請受付件数

＜社内の両立支援の整備等＞

*社内の意識啓発等（17件） *社内ルールづくり（54件）

＜育児休業取得者の代替社員の雇用等＞

*育児休業応援 71件 *育児短時間勤務制度利用促進 60件

- グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信しています。また、「東京しごとの日」を設定し、普及啓発イベントや従業員の家族の職場訪問を受け入れる「ファミリーデー」を実施するなど、ワークライフバランスを推進しています。

□ 働き方の改革「東京モデル」事業【産業労働局】

6プロジェクトの支援・取組内容公表

□ 「東京しごとの日」の設定【産業労働局】

8月3日を「東京しごとの日」と設定し、以下の取組を実施。

普及啓発イベント（都庁舎及び有楽町駅前広場でセミナーやイベントを実施）7,000人超来場

ファミリーデー 企業等99社が実施（このほか、都庁でも実施）

- また、行政・企業・NPO等の多様な主体で構成する「子育て応援とうきょう会議」を設置し、社会全体で子供と子育て家庭を支援する気運の醸成を図る取り組みを実施しています。

子育て応援とうきょう会議の設置・運営【福祉保健局】

- 子育て応援とうきょう会議の開催（1回）及び実行委員会の開催（3回）
- 「子供未来とうきょうメッセ2013」の開催
- 幼稚園・保育園職員合同研修の実施
- 安全で安心な鉄道利用に関するベビーカーキャンペーンの実施
- 企業・NPO・自治体の協働促進のための調査研究の実施
- 協働会員の募集、交流会・勉強会等の開催（24年度未登録団体数 166団体）

都市型保育サービスの充実

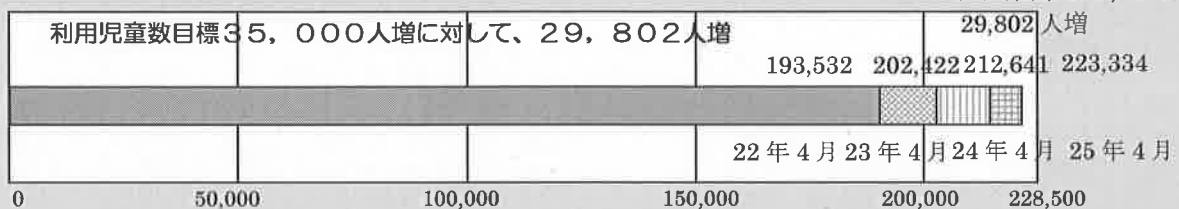
- 待機児童の解消を含め、都民の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業などのサービスを組み合わせた供給体制の整備を積極的に推進しています。

保育サービスの利用児童数は、25年4月現在、22年4月時点より29,802人増加し、223,334人となりました。

(26年度目標)

27年4月時点 228,500人
計画期間内 35,000人増

★ 通常保育【福祉保健局：区市町村】



※通常保育＝認可保育所・認証保育所・家庭的保育等

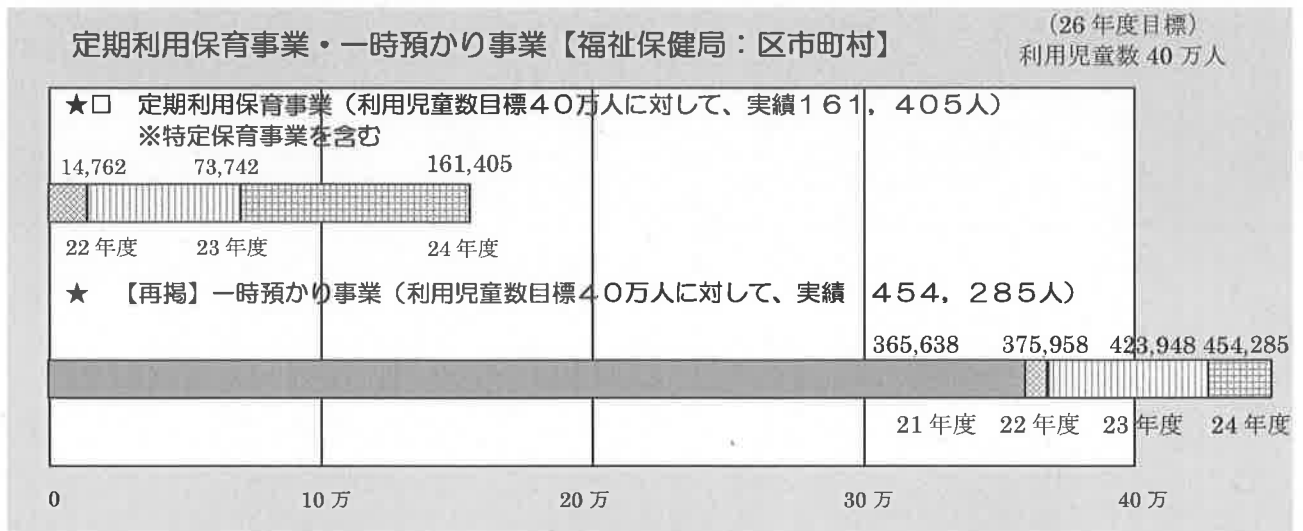
【参考】保育サービス利用率

潜在ニーズ 44%

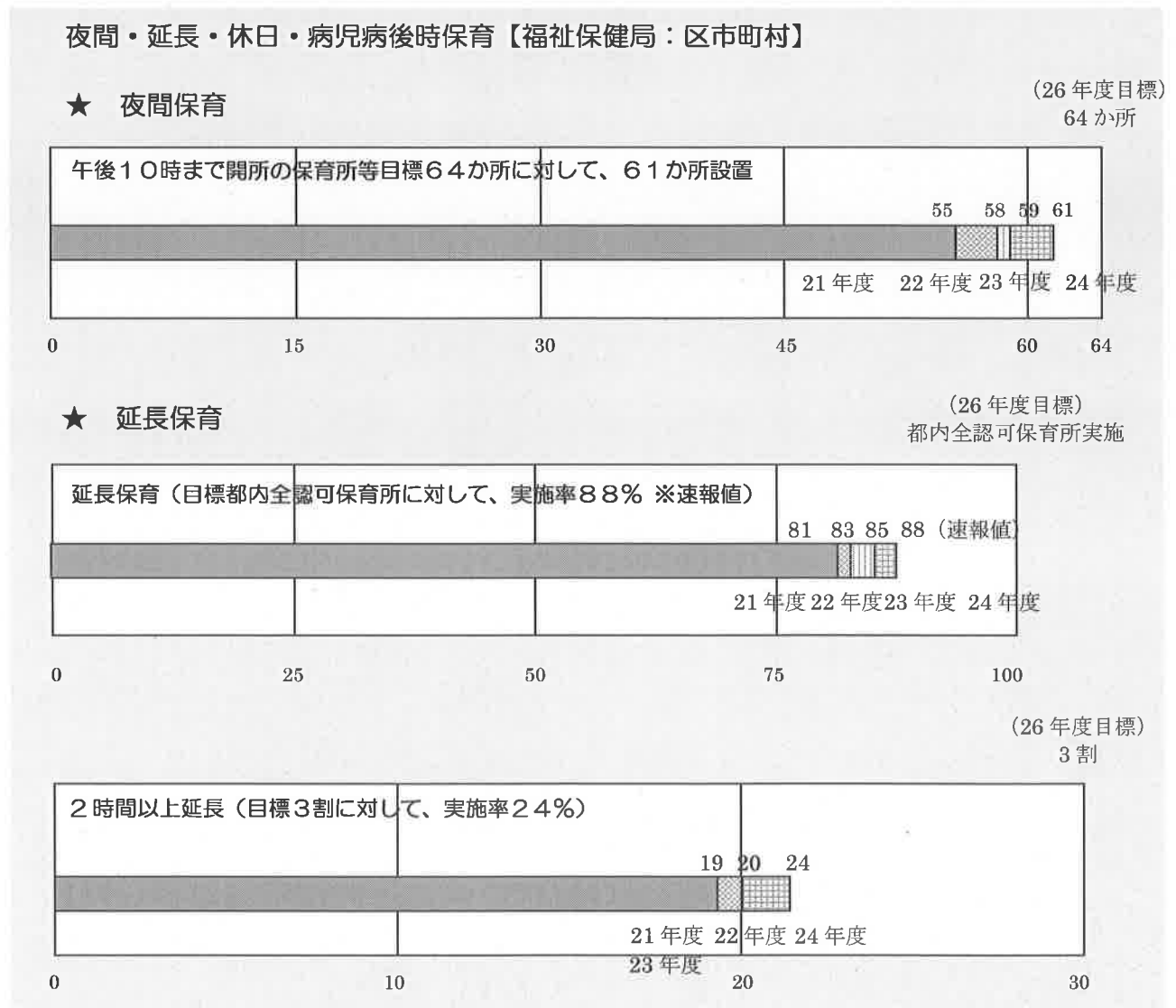


(注) 利用率は就学前児童人口に対する保育サービス利用児童数の割合

- 従来から拡充を進めてきた一時預かり事業に加え、22年度より新たに定期利用保育事業を開始しました。26年度には一時預かりと定期利用保育の合計で利用児童数80万人を目指しています。

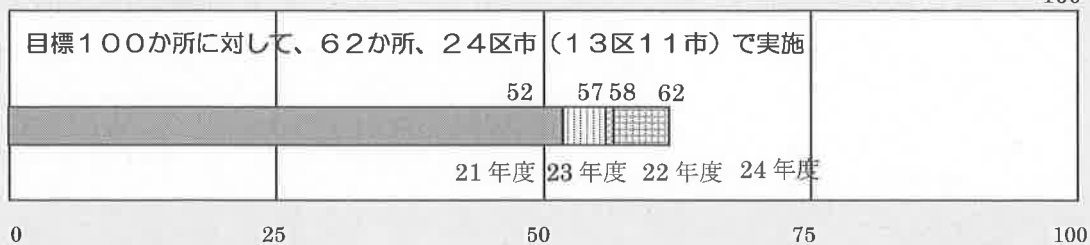


- 保護者の就労形態の多様化、長い勤務時間等、大都市特有のニーズに対応するため、夜間、延長、休日保育や、病児・病後児保育等の充実・促進に努めています。



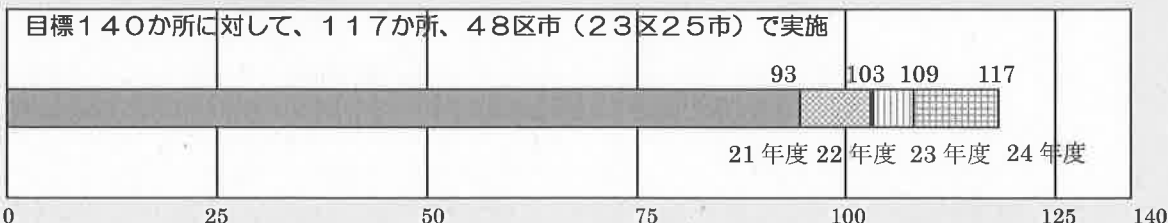
★ 休日保育

(26年度目標)
100か所



★□ 病児・病後児保育

(26年度目標)
140か所



- また、放課後に子供たちが安全で健やかに過ごすことのできる居場所作りを推進しています。

就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施、又は運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の整備を行っています。

※ 放課後子供教室も併せて推進（p.8 参照）

★□ 学童クラブ運営補助【福祉保健局：区市町村】

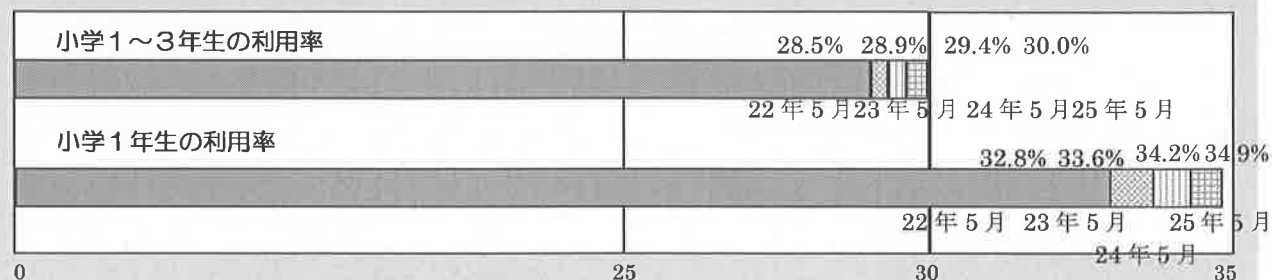
(26年度目標)
登録児童数 104,000人
計画期間内 20,000人増



学童クラブの設置促進【福祉保健局：区市町村】



【参考】学童クラブ利用率



(注) 利用率は公立小学校児童数に対する学童クラブ登録児童数の割合

目標 3 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり

次代を担う子供達が、たくましく成長し自立する環境整備のため、就学前教育の充実や土曜日補習の実施を行うとともに、子供の体力向上に取り組んでいます。

また、若者の自立支援や職業観の育成等も進めています。

子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

- 「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進しています。具体的には、「一校一取組」運動の全校実施、子供の生活習慣や運動習慣の改善を図るモデル事業、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図っています。

★ 総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）の推進【教育庁】

- 子供の体力向上推進本部会議…設置及び年1回実施
- 「一校一取組」運動の実施…幼稚園（97.1%）、小学校（98.2%）、中学校（96.8%）、高等学校（85.8%）、中等教育学校（100%）、特別支援学校（84.1%）で実施
- 第4回中学生「東京駅伝」大会…平成25年3月開催、50区市町村及び特別参加の宮城県南三陸町が参加
- 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）を平成25年2月に策定

- 幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」と、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」を開発・提供することで、幼稚園及び保育所における質の高い幼児教育を推進しています。

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実【教育庁】

- 「就学前教育カリキュラム活用ハンドブック」の作成・配布（75,000部）、説明会開催（489名参加）
 - 「就学前教育カリキュラム家庭用リーフレット」の作成・配布（10,000部）
 - 接続期（年長5歳児半から小学校入門期）における「就学前教育カリキュラム」活用のための具体的な方策の研究開発
- 外部指導者の活用により、小・中学校及び都立高校における土曜日の補習の一層の充実を図るため、報償費の補助・支給を行っています。

□ 公立学校の補習の充実【教育庁】

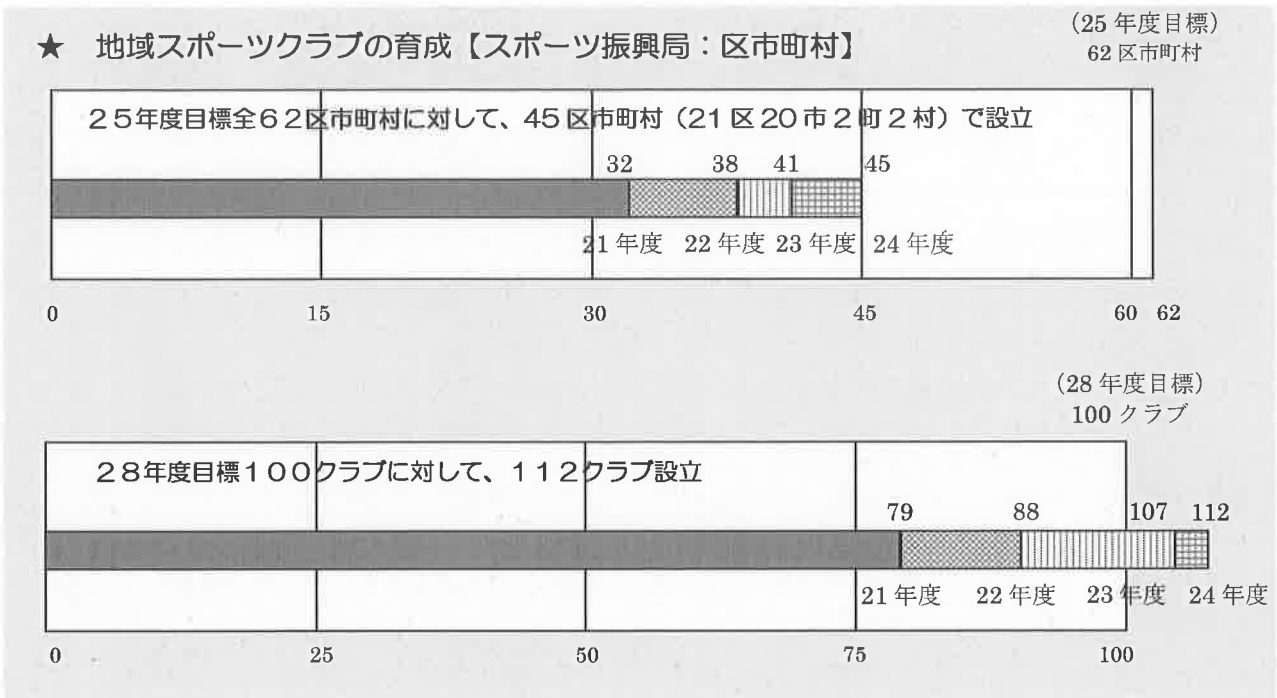
- 外部指導者の報償費補助等 小学校4校、中学校17校、全日制普通科高校45校

- 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子供達が学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流等の取組を行う、放課後子供教室の設置を促進しています。

放課後子どもプラン（放課後子供教室）【教育庁】

- 52区市町（22区25市5町）
- 1,049教室で実施

- 地域で子供から大人まで幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、世代を超えて参加できる地域スポーツクラブの設立・育成を推進しています。



次代を担う人づくりの推進

- 若年者の勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、インターンシップの受入れ等に協力いただく若者ジョブサポーター企業との連携を図っています。
また、中学生の職場体験、勤労観・職業観育成推進プランによる高校生のキャリア教育等を積極的に展開し、子供達の職業意識の醸成を図る取組を実施しています。

□ 中学生の職場体験【青少年・治安対策本部、教育庁】

- 参加学校数 626校（都内全公立中学校に占める参加率 99%）
- 参加生徒数 80,804人

勤労観・職業観育成推進プラン【教育庁】

- キャリア教育推進者連絡協議会の開催
- 高等学校教育開発委員会キャリア部会指導資料説明会
- キャリア教育推進
 - ・技能習得型インターンシップの実施
 - ・キャリア教育年間指導計画（全体計画）の作成
 - ・国際ロータリーと連携したインターンシップの実施

若年者の雇用就業支援事業【産業労働局】

- 東京しごとセンター ヤングコーナー利用者数
新規：10,049人、再来：63,061人、就職者数：5,753人
- 若者ジョブサポーター 登録企業数：519社

- ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談と電話相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施しています。

ひきこもり等社会参加支援事業 【青少年・治安対策本部】

- 1 ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業
 - 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に 11 団体が参加
- 2 相談窓口の運営
 - 電話相談 新規登録者数 850 人（相談件数 3,951 件）
 - インターネットメール相談 新規登録者数 349 人（相談件数 1,411 件）
 - 携帯メール相談 新規登録者数 97 人（相談件数 491 件）

目標 4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり

虐待を受けた子供とその家庭、様々な理由から親と暮らすことができない子供、ひとり親の家庭、障害のある子供など、特別な支援を必要とする子供や家庭に対する支援を進めています。後期計画では、前期計画に引き続き家庭的養護の拡充を進めるとともに、児童養護施設等の機能強化にも取り組んでいきます。

児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化しています。

児童相談所の体制と取組の強化【福祉保健局】

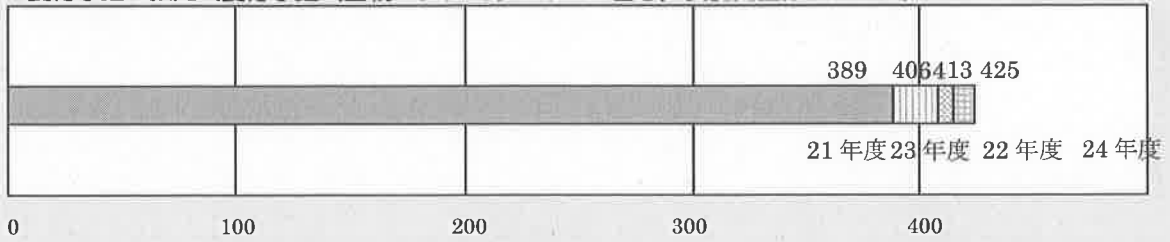
- 専門機能の強化
 - ・子供家庭総合センター 建物竣工、開設
 - ・江東児童相談所竣工（墨田児童相談所の移転改築／一時保護所併設）
 - 立川児童相談所一時保護所の移転
 - ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施
- 家族最統合のための援助事業の実施
- 児童心理司の定員増（54 名→65 名）

社会的養護を必要とする子供への取組

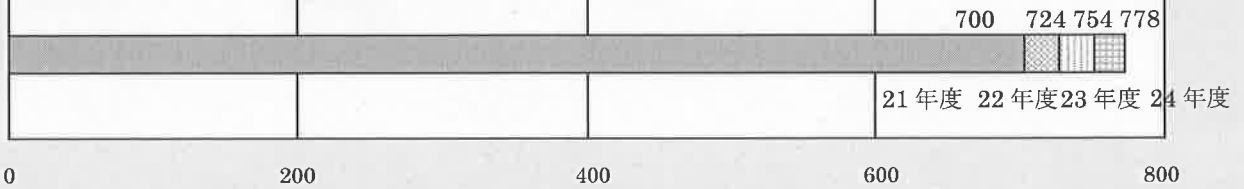
- 様々な理由により親元で暮らすことのできない子供への支援としては、家庭的養護の拡充を重点的な取組として進めています。具体的には、児童養護施設においてはグループホームの設置を進めるとともに、養育家庭への委託を促進するため、児童相談所による定期的な訪問等の実施や、養育力の向上を目的とした研修（養育力向上総合プログラム）、民間団体と連携したサポートの実施など、様々な支援を行っています。また、新たな養育家庭の担い手の開拓として、DVD 作成や養育家庭の体験発表会の充実などにも取り組んでいます。

★ 養育家庭の拡充・養育児童グループホームの設置促進【福祉保健局】

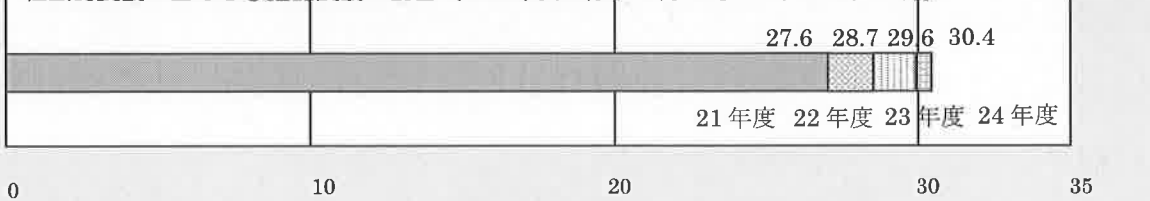
養育家庭の拡充（養育家庭（里親・ファミリーホーム含む）委託児童数425人）



養護児童グループホーム設置促進（129ホーム778人）



社会的養護に占める家庭的養護の割合（26年度目標35%に対して、30.4%）

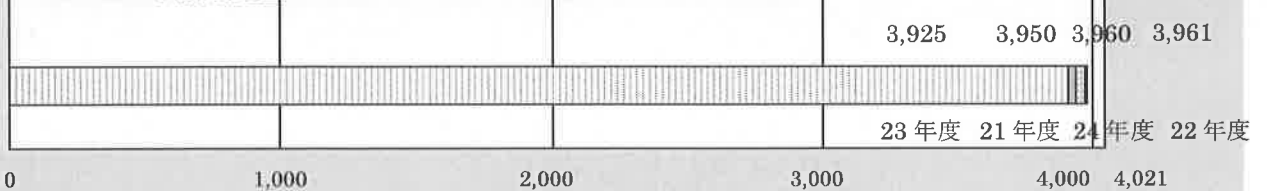


また、養育家庭、ファミリーホーム、養護児童グループホーム、乳児院等を利用する社会的養護入所等児童数を増やし、施設において6～8名単位でのケアを行う小規模グループケアの実施を促しています。

★ 社会的養護入所等児童数・小規模グループケア実施【福祉保健局】

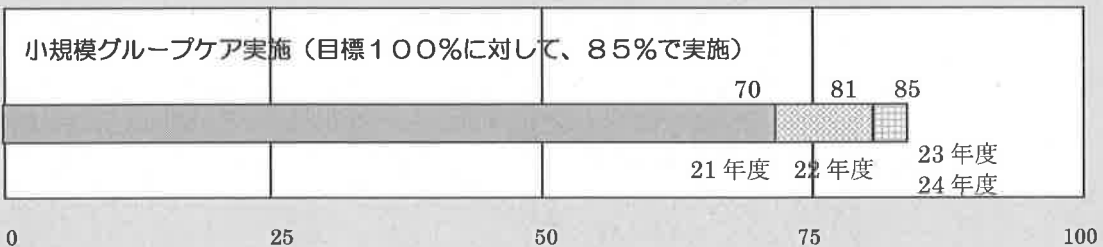
(26年度目標)
4,021人

社会的養護入所等児童数（目標4,021人に対して、3,960人）



小規模グループケア実施（目標100%に対して、85%で実施）

(26年度目標)
100%



ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭の親が、安定した就労のもと自立した生活ができるよう支援体制の充実を図っています。具体的には、就業前から就業後のフォローまで、一貫して個別的な支援を行う「ひとり親家庭等就業コーディネート事業」や、在宅就業を行うための研修や相談支援を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行う「ひとり親家庭等在宅就業支援事業」を行っています。

ひとり親家庭等就業コーディネート事業【福祉保健局】

相談件数 546人

就業人数 85人

ひとり親家庭等在宅就業支援事業【福祉保健局】

訓練人数 240人（第1期～4期生各60人）

障害児施策の充実

- 知的障害が軽い生徒や病弱の生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とした特別支援学校高等部を設置しました。

知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置【教育庁】

永福学園 知的障害教育部門 第4期卒業生輩出（平成25年3月）

青峰学園 知的障害教育部門 第2期卒業生輩出（平成25年3月）

南大沢学園 知的障害教育部門 第1期卒業生輩出（平成25年3月）

知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の検討

目標 5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

子供達が安全に遊び、過ごせるまちづくりを目指して、子供を犯罪等の被害から守るための活動、良質な居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備などに取り組んでいます。

子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

- インターネットや携帯電話を通じて青少年には好ましくない有害情報が氾濫し、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれたり、被害者や加害者となる事態が頻発しています。このような現況を踏まえ、インターネット等を利用する際の基本的な使い方やマナーについてのルールづくりを各家庭が実践できるように、保護者を対象としたグループワーク形式の講座「ファミリeルール講座」を開催しています。また、講座の全体進行役となるeメディアリーダー等の養成を行っています。

インターネットの利用環境の整備【青少年・治安対策本部】

○出前講演会の開催：305回（累計 821回、累計参加者数 120,655人）

○ファミリeルール講座の開催：31回（累計 174回、累計参加者数 7,172人）

○eメディアリーダー養成講座の開催：1回（累計 6回、累計131人）

- また、児童・生徒の情報モラルを育成するため、都内公立学校非公式サイト等の監視及び不適切な書き込みの削除要請、インターネット等の適正な利用に関するリーフレットの作成・配布を行っています。

インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導【教育庁】

- 学校非公式サイト等の監視
不適切な書き込み 総検出数 10,772 件
削除率 リスクレベル中 76.5%、低 38.9%
- 児童・生徒用リーフレット 小学 3 年、中学 1 年全員に配布
- インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・同活用の手引を都内全公立学校に配布
- インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施
- 有害情報から子供を守るための対策検討委員会を開催（年 2 回）
- 上記資料の活用状況調査を実施

良質な住宅と居住環境の確保

- 子供の安全の確保や保育施設との連携等に配慮した子育て世帯向けの優良な賃貸住宅を平成 22 年度から 3 年間モデル的に供給するとともに、その成果を踏まえ、区市町村を主体とした供給、あるいは民間市場における供給拡大等を促進していきます。

□ 子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業【都市整備局】

- 第 1 回募集（平成 22 年度）選定
1 事業 2 戸
- 第 2 回募集（平成 23 年度）選定
3 事業 48 戸
- 第 3 回募集（平成 24 年度）選定
2 事業 40 戸

安心して外出できる環境の整備

- 重点戦略では、既存施設の活用等により、授乳やオムツ替えスペース「赤ちゃん・ふらっと」を数多く確保する等、子供連れで外出しやすい環境づくりに取り組んでいます。

★ 子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」【福祉保健局】

(20~22 年度目標)
各年度 200 か所



- 既設の都立公園内に子供が安心して自由に遊ぶ空間を整備しています。
24 年度は、わくわく広場（遊具中心の遊び場）1 公園、いきいき運動広場（球技等ができる空間）1 公園と親子のびのび館（屋内休憩所）1 公園を整備しました。【建設局】